

1 栃木市聖地公園における施設基準

(1) 墓碑等の設置基準

ア 墓碑は、1 使用場所につき1 基とする。

イ 次の表の左欄に掲げる墓所の墓碑の形状は、同表の右欄に掲げるものとし、墓所には、墓碑以外設置してはならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

ウ 第4種及び第8種墓所の設置基準は、次によるものとする。

盛土の高さ	囲障の高さ	形象類の高さ	墓碑の高さ	樹木の高さ	
50cm以内	100cm以内	200cm以内	250cm以内	立物	300cm以内
				玉物	60cm以内

(ア) 納骨室は、地下埋設にすること。

(イ) 盛土、囲障、形象類及び墓碑の高さの基準は、地盤面からとする。

(ウ) 樹木は、立物1本、玉物2本までとし、病虫害に強く、園路、墓域の施設又は隣接墓所に支障を及ぼさないものでなければならない。

(2) 市長は、前号の規定に基づき設置しようとする施設であっても、必要があると認めるときは、墓所の使用者に対し、当該施設の全部又は一部について変更を求めることができる。

(3) 墓所の使用者は、使用墓所内の囲障、形象類、墓碑及び樹木の傾倒その他他人に危険又は迷惑を及ぼすおそれがあるときは、直ちに修理その他の措置をしなければならない。